

# 年金制度が変わります

これまで共済ニュースすこやか等でご案内しておりますように平成27年10月から被用者年金制度が一元化され、公務員も厚生年金に加入することになります。このことで皆さんの年金がどのように変わっていくかをシリーズでお知らせします。

シリーズ第1回では、被用者年金制度一元化に伴い、共済年金と厚生年金における制度間の差異が、どのように解消されるのかご説明します。

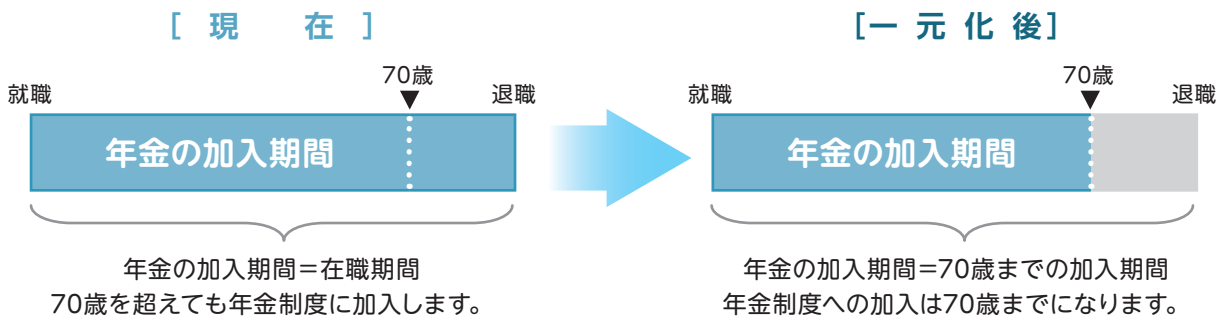
今回は、組合員の皆さんに特に関係の深い「被保険者の年齢制限」及び「障害年金の支給要件」について、取り上げます。

## 共済年金と厚生年金の制度の違いは、おおむね厚生年金に揃えられます。

- 被保険者の年齢制限について
    - ・年金制度（年金の加入期間）は、70歳までになります。
  - 障害年金の支給要件について
    - ・障害給付を受ける場合は、保険料の納付要件を満たすことが必要となります。
  - 老齢・障害年金の在職支給停止について
    - ・年金を受け取りながら働く場合は、賃金と年金の合算額が月額28万円を超えると、年金の一部又は全部が支給停止になります。
  - 遺族年金の転給について
    - ・遺族年金を受給していた方が死亡や再婚により失権した場合でも、次順位以下の方への転給ができなくなります。
  - 未支給年金の給付範囲について
    - ・未支給年金の給付は、生計同一の配偶者や子など3親等以内の親族が受取人になります。
- ※未支給年金とは、受給権者が死亡した場合、その者が支給を受けることができた給付で、その支払を受けなかったものがあるときに、遺族等に支払うものです。

次回掲載予定です。

## 被保険者の年齢制限について



## 障害年金の支給要件について

[ 現 在 ]	[ 一 元 化 後 ]
<p>在職中に初診がある傷病で、障害等級の1～3級に認定されれば、掛金の納付状況に関係なく、年金の受給権が発生します。</p>	<p>現在の支給要件に該当するほか、初診日の前々月までの保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が、加入期間の3分の2以上必要となります。</p>



在職死亡の場合における遺族年金にも同様の保険料納付要件が設けられます。

$$\left( \begin{array}{c} \text{保険料納付済期間} \\ + \\ \text{保険料免除期間} \end{array} \right) \geq \text{加入期間の } \frac{2}{3}$$